

高知県広域観光推進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

| 新 | 旧 |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">高知県広域観光推進事業費補助金交付要綱</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号及び第4号、第9条第4項、第12条、第13条並びに第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p style="padding-left: 80px;">この要綱は、平成26年3月20日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p style="padding-left: 80px;">この要綱は、平成27年3月27日から施行する。ただし、平成27年度事業に係るものについては、平成27年4月1日に施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p style="padding-left: 80px;">この要綱は、平成29年3月17日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p style="padding-left: 80px;">この要綱は、平成30年3月20日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p style="padding-left: 80px;">この要綱は、令和4年3月23日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p style="padding-left: 80px;">この要綱は、令和5年3月22日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p style="padding-left: 80px;">この要綱は、令和6年3月21日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p style="padding-left: 80px;">この要綱は、令和7年3月24日から施行する。ただし、令和7年度事業に係るものについては、令和7年4月1日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p style="padding-left: 80px;">この要綱は、令和8年3月24日から施行する。ただし、令和8年度事業に係るものについては、令和8年4月1日から施行する。</p> | <p style="text-align: center;">高知県広域観光推進事業費補助金交付要綱</p> <p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号及び第4号、第9条第4項、第12条、第13条並びに第15条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p style="padding-left: 80px;">この要綱は、平成26年3月20日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p style="padding-left: 80px;">この要綱は、平成27年3月27日から施行する。ただし、平成27年度事業に係るものについては、平成27年4月1日に施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p style="padding-left: 80px;">この要綱は、平成29年3月17日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p style="padding-left: 80px;">この要綱は、平成30年3月20日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p style="padding-left: 80px;">この要綱は、令和4年3月23日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p style="padding-left: 80px;">この要綱は、令和5年3月22日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p style="padding-left: 80px;">この要綱は、令和6年3月21日から施行する。</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p style="padding-left: 80px;">この要綱は、令和7年3月 日から施行する。ただし、令和7年度事業に係るものについては、令和7年4月1日に施行する。</p> |